

議案第55号

財産の取得について

小中学校における校務用コンピュータ等を含めた学校のICT環境の整備を図るため、校務用コンピュータ等を購入するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年小松島市条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月10日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

購入物品等	校務用コンピュータ等			
購入予定価格	20,995,200円			
	品名	数量 (台)	単価(円)	金額(円)
内訳 (ハードウェア関係)	サーバ	5	1,600,000	8,000,000
	ファイアーウォール	5	220,000	1,100,000
	無停電電源装置	5	28,800	144,000
	校務用コンピュータ(ノート型)	94	98,000	9,212,000
	校務用コンピュータ(デスクトップ型)	12	65,000	780,000
	液晶ディスプレイ(サーバ用)	5	12,000	60,000
	液晶ディスプレイ(デスクトップ型用)	12	12,000	144,000
	消費税			1,555,200
購入等の相手方	徳島県徳島市佐古二番町6番1号 翼屋ビル4F インプローブネット株式会社 代表取締役 東條 公昭			
納入期限	令和元年9月27日			